

第3回 利尻富士町教育委員会（ 会）会議録

会議招集年月日	令和 8年 7月 8日 （水曜日）			
会議招集の場所	利尻富士町役場			
開会・閉会の 日 時	開 会 令和8年 7月 8日 午後 14時30分 閉 会 令和8年 7月 8日 午後 15時30分			
出席・欠席委員 出席 5名 欠席 0名	氏 名 出欠		氏 名 出欠	
	教育長 吉田 秀昭	出	委 員 成田 明美	出
	職務代理者 佐藤 吉郎	出	委 員 廣澤 恵美	出
	委 員 寺島 信宏	出		
会議録署名委員	原本署名済			
会議録 作成者	次長	山谷 文人		
委員の他に議場に 出席した者の氏名	次長	山谷 文人		
議 事 日 程	1日限り			
会議に付した 議 案	・議案第10号 専決処分（利尻富士町社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて ・議案第11号 専決処分（利尻富士町スポーツ推進委員の委嘱）の承認を求めることについて ・議案第12号 専決処分（利尻富士町文化財保護専門委員の委嘱）の承認を求めることについて ・議案第13号 専決処分（利尻富士町学校運営協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて ・議案第14号 専決処分（利尻富士町教育支援委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて ・議案第15号 利尻富士町教育支援委員会への諮問について ・議案第16号 専決処分（利尻富士町地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定）の承認を求めることについて			

	・ 議案第 17 号 利尻富士町地域クラブ活動事業実施要綱の一部改正について ・ 議案第 18 号 利尻富士町認定地域クラブ活動支援補助金交付要領の制定について ・ その他
会議の結果	・ 議案第 10 号～第 18 号：原案可決・承認 ・ その他 報告

第 3 回 利尻富士町教育委員会議事内容

令和 8 年 7 月 8 日（水）開催

教育長	14 時 30 分開会を宣言し議事に入る。 本日より鴛泊小学校が修学旅行で札幌方面へ出発します。週末には各行事も控える中、23 日からは夏季休業となります。児童生徒の事故のないことを願っています。本日は全員出席により会議は成立いたします。
日程第 1	日程第 1 会議録署名委員の指定 成田委員を指定
日程第 2	日程第 2 会期の決定 7 月 8 日、本日 1 日限りとする。
日程第 3	日程第 3 令和 8 年第 2 回会議録の承認 承認される。
日程第 4 次長説明	日程第 4 報告事項 別添資料により説明報告
日程第 5 次長説明	日程第 5 議案第 10 号 専決処分（社会教育委員の委嘱）の承認を求めることについて 令和 8 年 4 月 1 日付での委嘱。定数 8 名、任期 2 年。学校教育関係者は、校長会会長変更に伴い変更しています。 （質疑なし・承認）
日程第 6 次長説明	日程第 6 議案第 11 号 専決処分（スポーツ推進委員の委嘱）の承認を求めることについて 委員 7 名、任期 2 年。各スポーツ団体の指導者等で構成。前年度からのメンバー変更はありません。 （質疑なし・承認）

日程第 7 次長説明	日程第 7 議案第 1 2 号 専決処分（文化財保護専門委員の委嘱）の承認を求めることについて 委員 3 名。長年務めていただいた委員 1 名について事情により退任申出がありました。後任を検討しましたが、専門知識をもつ適任者が見つからず、当面は前年度からの 3 名体制で進めます。 （年度途中でも候補を探していくことを報告・承認）
日程第 8 次長説明	日程第 8 議案第 1 3 号 専決処分（学校運営協議会委員の委嘱）の承認を求めることについて 鷺泊・鬼脇の両地区。定数各 1 5 名以内。今回新たに利尻高校校長を委員に加え、保・小・中・高の連携を強化するものです。また、鬼脇地区では駐在所長を委員に加えております。 （質疑なし・承認）
日程第 9 次長説明	日程第 9 議案第 1 4 号 専決処分（教育支援委員会委員の委嘱）の承認を求めることについて 前委員の異動等に伴う残任期間や旭川療育センターの担当交代等に伴い一部委員を変更しています。療育センター委員 2 名は、7 月 9 日の第 1 回会議より委嘱します。 （質疑なし・承認）
日程第 1 0 次長説明	日程第 1 0 議案第 1 5 号 教育支援委員会への諮問について 令和 9 年度就学児童生徒の教育支援（特別支援学級の開設や判定等）について、教育支援委員会に対し諮問するものです。 （質疑なし・承認）
日程第 1 1 次長説明	日程第 1 1 議案第 1 6 号 専決処分（利尻富士町地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定）の承認を求めることについて 国の「部活動改革（地域展開）」方針に基づき、本町では令和 8 年度から 1 3 年度までの改革実行期間において、少子化が進む中でも子供たちが継続して活動できる機会を確保するため、新たな基準と支援体制を整備するものです。

日程第 1 2 ・ 1 3 次長説明 教育長 成田委員	体系図のとおり、令和 7 年度まではサッカーやバドミントン、野球が「地域クラブ」として活動してきました。令和 8 年度は、そうした地域クラブを「認定地域クラブ」として町で公認する基準を定めたものです。 認定を受けるには、平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度以内の活動時間や、週 2 日以上の休養日（週当たり合計 11 時間以内）の設定が求められます。また、指導者による暴力・暴言・ハラスメントの防止を誓約することや、適切な保険への加入、学校とのスケジュール共有などの連携体制も要件となります。認定されたクラブは、財政支援や学校施設の優先利用、中連盟主催大会への参加機会確保などのメリットを受けられます。 認定の有効期間については、認定を受けた年度の翌々年度末まで（3 年間）としています。 （質疑なし・承認） 日程第 1 2 議案第 1 7 号 利尻富士町地域クラブ活動事業実施要綱の一部改正について 日程第 1 3 議案第 1 8 号 利尻富士町認定地域クラブ活動支援補助金交付要領の制定について 7 年度に制定した要綱の一部改正です。支援の仕組みを「委託費」と「補助金」の二段構えに整理しました。部活動から移行し、指導者に対する報酬をメインとしたサッカー・バドミントンは「委託費」として継続されます。 一方、有志により自立的な運営をされている野球クラブに対しては、新たに「補助金」を交付できる仕組みへ移行するものです。 そのため、認定地域クラブ活動支援補助金交付要領を制定し、事務手続きなどを明記して運用を図っていきます。補助金の対象経費として、指導者謝礼、施設利用料、用具購入費、保険料、遠征費などを規定しました。交付申請から収支予算、実績報告までの様式や手続きを明確に定め、透明性の高い公的支援を可能にしました サッカーやバドミントンは「委託」、野球は「補助金」と分かれている理由ですが、サッカーとバドミントンは当初から部活動の受け皿として町が主導して展開してきた経緯がある一方、野球は有志が自律的に立ち上げた経緯があり、それぞれの団体の実態や自立性のプロセスに合わせて支援の形を選択できるようにしています。 他地域の進捗状況はどうなっているか。
--	---

教育長	全国では休日の地域展開に着手している自治体が約8割、北海道内では約45%（令和8年現在）とされますが、本町は令和6年度から着手しており、道内でも非常に早い段階で実効性のある体制を構築できています。
廣澤委員	サッカーの指導者登録数が多いように感じるが、予算面で問題はないか。
教育長	サッカーは歴史的に指導層が厚く、交代制で熱心に指導にあたっていると思います。予算には上限があるため、謝礼金については一定の範囲内でやりくりしていただいています。
成田委員	教員の関わり方はどうなるのか。
教育長	学校によって異なる。鬼脇地区はクラブ化されているが、現在は教員2名がバドミントンに関わっている状況（9年度からはクラブとして運営）だが、鴛泊地区では先生も地域クラブの活動に関わっている体制があります。 （承認）
日程第14 次長説明	日程第14 その他 利尻富士町育英資金運営審議会委員の委嘱について 町からの委嘱。任期2年、委員7名。 第61回北海道市町村教育委員研修会（7月16日・札幌）。 令和8年度宗谷管内市町村教育委員研修会 9月29日～30日、猿払村で開催。 旧鬼脇中学校事案について 5月17日、旧校舎の窓ガラス16枚について、投石により破損。駐在所にも届け出た。翌日、保護者より小学生数名による行為である旨の申し出があった。 後日学校において、保護者・学校管理職・教育委員会を交えた話し合いを行い、現在はコンパネで養生している状況。駐在所による保護者・児童への聞取りや学校での児童指導（3つの約束事の遵守）も実施している。 教育長 以上で、第3回教育委員会に示された議件を全て終了しました。会議を終了します。（16時30分）

